



労組周辺動向 No.54

2019年2月8日現在

1. 法・政策

(1) 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）」

2019年1月25日、中央教育審議会第121回総会で決定。

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2019/01/25/1412985_1_1.pdf

(2) 同一労働同一賃金概要

厚生労働省作成の「同一労働同一賃金概要」。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000343638.pdf>

2. 法違反・闘い

(1) 大阪市の不当労働行為認定一組合事務所巡る団交拒否

大阪府労働委員会は、大阪市が2017年、市役所労働組合（市労組）から事務所供与や貸与に関する団体交渉を申し入れられたのに応じないのは不当労働行為だと認定し、団交に応じ、同様の行為を繰り返さないと約束する文書を組合に手渡すよう命令した。

市労組は庁舎内の一部を事務所として使用していたが許可されなくなり、17年3月16日に民間の賃貸物件に移転した。同3日、市に団交を申し入れ、事務所供与や供与しない場合の代替措置に関する協議を求めていたが、団交は開催されなかった。

(2) ベトナム人実習生解雇 「労組加入妨害」で雇用会社を提訴

愛知県の青果卸会社「東興青果」などに雇用され、北海道で農作業に従事していたベトナム人技能実習生21人が解雇された問題で、実習生が加入する札幌市の労働組合は、同社が組合加入を妨害したとして、220万円の損害賠償を求めて札幌地裁に提訴した。また、労組は同日、同社が派遣先の請負農家に農業指導の実習を丸投げしたのは職業安定法違反（偽装請負）に当たるとして、技能実習適正化法に基づく受け入れ停止などの措置を取るよう国に申告した。

同社は、「実習生受け入れ制度から撤退する」などとしていずれも20代の女性21人の解雇を通知。このため実習生が労働組合に加入したが、同社は、「次の実習先が決まるまで生活費など給与を保障するが、労働組合に入ったら給与はない」と連絡し、実習生複数名を労組から脱退させた。

(3) 「高校教頭の過労自殺」と認定：遺族は上司のパワハラを訴え

昨年3月に自ら命を絶った私立大阪緑涼高校（大阪府藤井寺市）の男性教頭（当時53）の死について、羽曳野労働基準監督署は、恒常的な長時間労働や上司との関係などが要因となった労災（過労自殺）と認定した。

遺族は、男女共学校への移行に伴う事務作業の増大などで時間外労働が月200時間超に達したり、上司から執拗な叱責を受けたりして適応障害を発症したのが死の原因と主張。同校を運営する学校法人谷岡学園に損害賠償を求める訴訟を起こしている。

(4) 自衛隊に抗議し港湾労働者400人が沖縄で無期限スト—物流停滞の恐れ

楽器販売「ヤマハミュージックジャパン」（東京都）が運営する英語教室で働く講師の女性14人により、昨年12月に労働組合が結成された。女性たちは契約上「個人事業者」とされ、社会保険などが適用されていないが、「実態はヤマハ側の指示で働く『労働者』」と訴える。同様のケースは様々な業界で広がっているとみられるが、実態把握は進んでいない。

(5) 北海道のベトナム人実習生21人解雇の恐れ—愛知の青果卸売会社

自衛隊の車両を積んだ船舶が事前協議をしないまま中城湾港に入港して強行荷役をしたとして、沖縄地区港湾労働組合協議会（沖縄地区港湾）が4日から那覇港や中城湾港で予定している無期限ストライキで、参加する港湾労働者が400人規模に上る見通しであることが分かった。沖縄県内の物流の拠点である那覇港では、沖縄地区港湾の組合員が取り扱う貨物が8割前後を占めるといい、ストが長引けば県民生活や県経済に影響が出る恐れがある。

3. 情勢・統計

(1) 2018年10月末時点で外国人労働者146万人—6年連続過去最多

日本で働く外国人の数は2018年10月末時点で、146万463人だった。1年前と比べて約18万人（14.2%）増え、6年連続で過去最多を更新した。人手不足に悩む企業の積極的な活用が続いており、この5年間で倍増した。4月からは外国人労働者の受け入れ拡大を目指す新たな在留資格も導入され、今後も増加が続くとみられる。

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成30年10月末現在）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03337.html

(2) 在留特別許可が5分の1に激減：非正規外国人救済の道狭まる

強制退去の対象となった外国人に、日本人との結婚や帰国後の身の危険など人道上の理由から滞在を認める在留特別許可の人数が、2011年～2017年の6年で5分の1に激減していたことを法務省が明らかにした。2016年も2017年と同水準で、6月末時点で890人。

許可率は同じ6年で82%から50%に低下。判断基準が厳格化したとの指摘がある。

政府は外国人労働者の受け入れを広げる一方、非正規滞在の取り締まりは強化し、難民認定も他国に比べ極めて少数。在留を求める外国人の救済の道が狭まっている。

(3) 鹿児島市が公文書の性別記載欄を削除へ

鹿児島市は、LGBT＝性的少数者への配慮から、市民が記入する多くの公文書について男性・女性という性別の回答をなくすと発表した。

市はおよそ200の申請書や証明書などについて今年4月から、性別記載欄を削除することを決めた。なお、病院の問診票など医療関係のものや国の法令で定められているものなどについては記載欄を残すが、可能なものについては自由に記載できるようにしたり、記載欄を裏面にしたり変更を行う方針。

(4) 大企業の働き方改革で6割の中小企業がしわ寄せで長時間労働に

大企業の働き方改革が進むなか、納期を短くするよう求められ、長時間労働になったと答えた中小企業が、6割に上ることが中小企業庁の調査でわかった。

長時間労働について尋ねたところ「取引先の大企業から納期を短くするよう求められ、長時間労働になった」と回答した企業が60%。

背景について、自由記述で尋ねたところ「大企業が働き方改革で残業時間を減らしているため、工程の遅れがでないよう早めに製品を納入するように求められている」といった声が多く寄せられた。「こうした状態が続けば、今年4月から5月にかけての10連休も休めないおそれがある」という声も。

「長時間労働に繋がる商慣行に関する WEB 調査：結果概要と今後の対応」—2019年2月1日 中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/2019/190201jinzai01.pdf>

(5) 東京五輪の建設現場「せかされ追い詰められる」：国際機関が労働者を聞き取り

東京五輪・パラリンピック関連の建設現場で働く人たちの労働環境について、国際機関の聞き取り調査が東京都内で行われた。すでに2件の労災死亡事故が発生したことを受けたもの。結果は組織委員会などに提出される。

調査したのは、国際建設林業労働組合連盟（Building and Wood Workers International・BWI、本部・ジュネーブ）。BWIに加盟する労組「全国建設労働組合総連合」（全建総連）が依頼を受け、新国立競技場や選手村などの建設現場で働く労働者40人を集め、意見交換とアンケートをした。

選手村で働いていた男性は、「誤った作業手順が進められ極めて危険で、命がいくつあっても足りない」。1カ月で仲間たちと仕事を辞めたという。工期も当初言われた時よりも短い時間で仕上げるように指示され、「現場は、せかされ、追い詰められている」などと語った。

「情報統制がすごい」「外国人の技能実習生には、資材を引き上げるなど単純作業を行わせていて、見ていてかわいそう」などの意見もあった。

(6) 「消防職員に団結権を」と国際機関が日本批判

国際労働機関（ILO）が、日本の消防職員に労働組合を結成できる「団結権」が認められていないことを問題視している。昨年には10年ぶりにこの問題で改善を要求。日本側は拒否しているが、消防職員からは、労組という「駆け込み寺」がなく、パワハラやセクハラなどを相談しにくいとの声が出ている。

団結権は日本国憲法で定められているが、各都道府県の消防職員や警察官は地方公務員法で例外とされている。指揮命令系統が乱れるといった理由からだ。昨年6月、スイスでのILO総会では各国政府や労働団体から「職場の自由な声を保証するためにも重要だ」などと批判が相次いだ。

日本も批准しているILO第87号条約では労働者に団結権を認めており、消防職員に団結権がないのは主要先進国では日本だけ。ILOは昨年11月までに改善計画を作るよう求めた。日本側は、災害時などは警察や自衛隊との協力が欠かせないことを挙げ、条約が例外扱いする警察と同視できると説明した。

しかし、消防庁が2017年に実施した全国の消防職員へのアンケートでは、直近1年間でパワハラを受けた男性は17・5%、セクハラを受けた女性は28%にのぼる。全国消防職員協議会の村上直樹会長は「職員は苦しんでいても、駆け込み寺がない」と訴える。「欧州では、軍隊や警察にも団結権を認める国がある。消防職員に団結権を認めないことが、逆にハラスメントではないか」との指摘もある。

(7) 2018年家計支出は5年連続の減少、勤労世帯の実収入も減

総務省が発表した2018年の家計調査によると、2人以上の世帯が使ったお金は月平均28万7315円だった。物価変動の影響を除いた実質で、前年より0・4%減った。減少は5年連続。勤労世帯の実収入も実質で4年ぶりに減少に転じた。賃金が伸び悩む中、節約志向が鮮明になっている。

内訳をみると、月々の給与が1・9%減った一方で、ボーナスや臨時収入は0・9%増えた。構成員別にみると、世帯主が1・4%減った一方で、配偶者は4・7%増。働く女性が増え

ている影響とみられる。

「家計調査報告－2018年(平成30年)12月分，10～12月期平均及び2018年平均－」は以下
(日本語)。

https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies_mr-y.pdf#page=17